

**専門医制度新整備指針(2016年12月版)における
「2. 専門医の更新」に関する補足説明 Ver.1 <2017年2月17日理事会承認> の
概要と旧補足説明からの変更点**

概要

- ✓ 専門医制度新整備指針<2016年12月16日社員総会承認>(以降新整備指針と略す)の「2. 専門医の更新」(19~21頁)に記載されている内容を運用するための補足説明として作成した(以降新補足説明と略す)。
- ✓ 専門医制度旧整備指針の補足説明を踏襲したものであるが、運用の負担を軽減できるように、外形基準(50単位)はそのままに各基本領域学会の実情に合わせて各項目を弾力的に設定できるように改定した。
- ✓ 新整備指針の記載事項をゴシック太字で示し、それを補足するように説明文を追加している。
- ✓ 重要な点や、主な変更点に黄マーカーを付したのもも準備した。

留意すべき変更点

- ・ 機構の基準による専門医更新を開始していないのに、機構基準と学会基準の配分だけが先に進むことがないよう、開始年度にかかわらず初年度は機構基準を1/5、学会基準は4/5、5年目に機構基準を5/5として運用できるようにした(8頁の下から2行目から9頁の2行目)。
- ・ 運用にあたって、地域医療確保の観点から、地域で活躍している現場の医師に過剰な負担のない柔軟な基準となるよう新補足説明の11頁に記載を追加した。
- ・ 共通講習の申請・審査・認定などの運用は、「共通講習会申請の手引き」を別途作成し、柔軟に対応できるようにした。

その他の主な変更点

- ・ 「iii) 領域講習: 最小20単位」と「iv) 学術業績・診療以外の活動実績: 0~10単位」の単位互換を可能にした。(3頁)
- ・ 共通講習を最小5単位から最小3単位に緩和した。(4頁)
- ・ 領域講習については、各基本領域学会専門医委員会で弾力的に審査・認定できるように、ワークショップやシンポジウムなどの聴講も単位に含めることを可能とした。(5頁)
- ・ 1時間1単位であったものを、1~2時間には1単位、2時間以上には2単位を付与できるようにした。(5頁)
- ・ 共通講習と領域講習について、1日に取得可能な単位の上限や一連の合計で取得可能な単位の上限を撤廃した。(5頁)
- ・ 「iv) 学術業績・診療以外の活動実績」の事例として、医療事故調査制度における外部委員の単位算定(2単位)を追加した。(6頁)
- ・ 学術集会参加による単位の上限を3単位から6単位に引き上げた。(6頁)
- ・ 連続して3回以上の更新を経た専門医は、診療実績の10単位を免除した40単位でも更新できるようにした(6頁~7頁)